

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都墨田区東墨田二丁目24番19号

氏名 株式会社亀田
代表取締役 亀田 通

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和4年 3月27日

許可の有効年月日 令和9年 3月26日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
(2) 産業廃棄物の種類
汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上9種類）
(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)（以上3種類）

2 積替え保管施設

施設所在地： 東京都墨田区東墨田二丁目24番19号

施設面積：303.57m² 最大保管高さ：0.90m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯ランプ）に限る。)	専用コンテナ 0.77 m ³

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。
(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成4年 3月27日 新規許可

令和4年 3月27日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都墨田区東墨田二丁目24番19号

氏名 株式会社 亀田
代表取締役 亀田 通

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人

許可の年月日 令和3年11月18日

許可の有効年月日 令和8年8月31日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、オ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年7月18日 新規許可

令和3年11月18日 更新許可・変更届（株主変更）

4. 積替え許可の有無 奈・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 奈・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都墨田区東墨田二丁目24番19号

氏名 株式会社 亀田

代表取締役 亀田 通

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 2年 9月14日

許可の有効年月日 令和 7年 7月30日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える産業廃棄物の種類
 - 廃プラスチック類(#1)
 - 紙くず
 - 木くず
 - 金属くず(#1)
 - ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)
 - 以上5種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
 ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
 ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成12年 7月31日	指令中環第6-65号	新規許可
平成22年10月 4日	指令産廃第9-673号	更新許可
平成27年 7月24日	—	変更届（代表者）
平成27年 9月16日	指令産廃第9-558号	更新許可
令和 2年 9月14日	指令産廃第9-624号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都墨田区東墨田二丁目24番19号

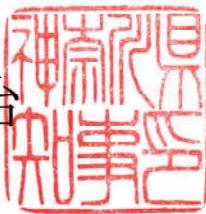
氏名 株式会社亀田

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕
代表取締役 亀田 通

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐 治



許可の年月日 平成 31年 3月 7日
 (初回許可年月日 平成 25年 12月 13日)
 許可の有効年月日 平成 35年 12月 12日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

汚泥（※2）、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成31年 3月 7日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。